

連載 ①

変わる、住宅の省エネ基準

実務視点の傾向と対策

フォワードハウジングソリューションズ

代表取締役社長 井上 賢治

仕様規定や型式認定が削減?

U値、一次エネ計算対策を

世界的な温暖化対策の必要性に加え、わが国では長期的なエネルギー需給の安定化、電気料金高騰が懸念される状況もあり、建築物の省エネ性向上が喫緊の課題となっている。

新築建築物の省エネ基準適合率をみると、非住宅建築物は2003年の省エネ措置届出義務化が推進役となつて概ね9割に達したが、住宅はそれに約10年遅れる状況で、適合率は6割程度しかない。今後も全体の適

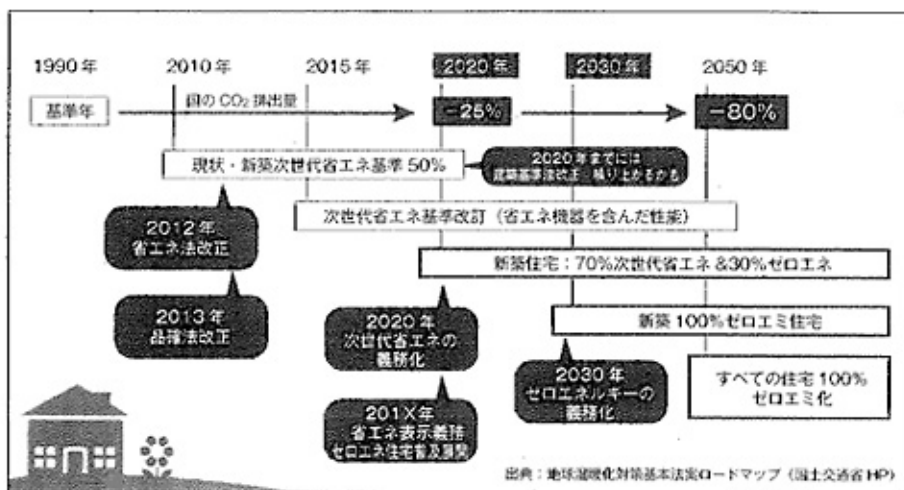
合率を高め、また、省エネ性能そのものを高めるよう基準改正や補助金等のインセンティブを与える等の政策がとられる。

周知のように現在の省エネ基準は1999年の次世代省エネ基準だが、今年1月に改正省エネ法が公布され、省エネ基準が変わる。施行は10月の予定で、これまでの評価方法である「仕様規定」または性能規定(Q値計算)から、改正後は「性能規定(U値計算+一次エネルギー消費量判定)となる。

年3月までは現行の仕様規定を用いることが可能だが、2015年4月以降はU値計算が必須。「省エネ住宅と謳っているが今までは仕様規定を使ってきたとおり、省エネ計算の取り組みはこれから」という建設会社は、2

年後に備えて今から対応準備を考えたほうが良いだろう。新築住宅に必要な省エネ性能は段階的に高くなり、2030年にはゼロ・エネルギー性能義務化、その先にゼロ・エミッション義務化が

■省エネ施策スケジュール



認定低炭素住宅、新基準の計算必須

現在、住宅を新築する際に省エネ性能を必ずしも求められていないが、性能表示義務化を控え、これまで省エネ基準適合の取り組みをしていない住宅会社も、必然的に体制を整えざるを得なくなる。

昨年12月に「都市の低炭素化法」が施行され、低炭素住宅の認定制度がスタートした。性能的には、次世代省エネ基準相当の住宅よりも一次エネルギー消費量を10%以上低減する程度の住宅が認定されるので、それほど高度な断熱性能を要するものではない。

ただ、この10月に施行予定の新しい省エネ基準で評価され、仕様規定や住宅型式認定が使えない。そのため、税制優遇等があるものの制度開始からの認定総数は少ないようだ。制度が普及するには、設計者が計算等の技術を身に付けていく必要がある。

profile

フォワードハウジングソリューションズ
長期優良住宅や認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅関連の補助事業など各種認定・事業の申請を代行。断熱・気密に関する造詣が深く、U値・一次消費エネルギー計算にも詳しい。コスト・品質バランスのとれたゼロエネ・低炭素住宅づくりをサポートしている。

認定低炭素住宅は、住宅ローン減税等の優遇措置というメリットがあり、建築主の関心が高まる。建設会社側は低炭素住宅への対応が急務だ。また、更にレベルの高いゼロ・エネルギー住宅の需要が今後増えると考えられ、その対応に取り組むことをお勧めしたい。

次回以降は、新たな省エネ基準の評価方法であるU値と一次エネルギー消費量の計算方法のほか実務テクニクについて詳しく説明する。